

4 . トピック

1) 北海道が進めるクリーン農産物表示制度

北海道農政部道産食品安全室 主幹 吉本 正孝

クリーン農業について

1 クリーン農業の定義

たい肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業をいう。

2 クリーン農業の展開方向

環境への負荷の軽減とともに、より安全・安心な農産物を消費者へ提供していくため、クリーン農業技術の開発・普及、自然生態系に配慮した農業・農村の整備など、クリーンな農産物を生産流通する基盤づくりを進めることにより、クリーン農業が北海道農業のスタンダードとなることをめざす。

クリーン農業技術～農薬や化学肥料の使用の削減を目的に、北海道立農業試験場等により開発・改良された農業技術

3 クリーン農業の現状

(1) 環境保全型農業(クリーン農業)の取組状況 (単位:戸,%)

	販売農家数	取組み農家数	取組み対象主位作目別			
			稲	野菜	果樹	その他
北海道	62,611	20,760	6,410	6,320	468	7,562
	100.0	33.2	30.9	30.4	2.3	36.4
都府県	2,274,000	480,796	263,588	113,613	59,299	44,296
	100.0	21.1	54.8	23.6	12.3	9.2

資料: '00世界農林業センサス(農林水産省統計情報部) 平成12年2月1日調査

(注)取組み対象主位作目別は、取組み農家数の作目別の割合

(2) 環境保全型農業(クリーン農業)の生産概況 (単位:千ha,%)

	作付延べ面積	環境保全型農業取組面積		作付延べ面積	
		稲作	野菜	稲作	野菜
北海道	1,168	176	29	122	60
	100.0	15.1	23.8	33.2	
都府県	3,260	535	285	1,584	452
	100.0	16.4	18.0	19.9	

資料: 持続的生産環境に関する実態調査(農林水産省統計情報部) 平成14年9月10日公表

(注)作付延べ面積は、花き・花木、種苗・苗木、芝等を除いた数値。野菜はばれいしょを除く。

クリーン農産物表示制度(YES!clean表示制度)について

1 趣旨

クリーン農業技術を導入して、技術導入前に比べて農薬や化学肥料を削減して生産された農産物に、栽培方法などの情報をわかりやすく表示することにより、消費者や実需者のクリーン農産物への理解と信頼を促進し、もってクリーン農業に取り組む産地の育成を図ることを目的とする。

2 表示内容

一定の要件を満たし、北海道クリーン農業推進協議会が登録した生産集団が生産したクリーン農産物に次ページ右図の「YES!clean」シンボルマークを掲示し、生産集団や栽培方法等の情報を表示する。

3 表示の要件

(1) 表示を行う農産物

次の全てに適合していることが要件となっている。

北海道内で生産された農産物

クリーン農業技術を導入し、技術導入前に比べて現に農薬や化学肥を削減して生産された農産物

北海道クリーン農業推進協議会の登録を受けた生産集団を構成する生産者が、当該生産集団の定める栽培基準に基づいて生産した農産物

～ の要件を満たす農産物と他の農産物が混合することがないように、分別収穫・保管・出荷される農産物

(2) 登録生産集団の要件

表示を行う農産物について、生産集団の構成員が依拠すべき栽培基準を作成していること。

生産集団の構成員間で、栽培基準を遵守することについての栽培協定を締結していること。

生産集団が所在する地域の自然条件や生産技術水準、生産者の実績等からみて、栽培基準による確実な生産が見込まれ、適正な生産の計画が立てられていること。

生産集団が所在する地域において、農業団体、市町村、農業改良普及センター等で構成する市町村クリーン農業推進協議会による指導体制が整備されていること



北海道安心ラベル



4 登録生産集団の推移

(単位：産地、戸、ha、t)

	作物数	市町村数	産地数	生産者数	作付面積	出荷量	
							割合
12年産実績	8	8	10 (11)	975	1,835	31,695	
13年産実績	17	29	43 (44)	2,286	4,616	70,622	
14年産計画	24	52	91 (101)	3,780	6,164	103,418	4.3 %
15年産見込み	33	73	161 (177)	5,629	8,314	141,839	5.8 %

産地数の () 内は品目の延べ産地数

5 YES! clean農産物と農林水産省ガイドラインに基づく特別栽培農産物等との相違点

(1) YES! clean農産物

クリーン農業技術を導入し、技術導入前に比べて現に農薬や化学肥料を削減して生産された農産物

(2) 農林水産省ガイドラインに基づく特別栽培農産物

農薬又は化学肥料を全く使わない農産物

栽培期間中、化学合成農薬の使用回数又は化学肥料の使用量を各地域において慣行的に使われる回数又は量のおおむね5割以下に削減して栽培された農産物

(3) 有機農産物

化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、播種又は植付け前2年以上(多年生作物にあっては、最初の収穫前3年以上)の間、たい肥等による土づくりを行ったほ場において生産された農産物

6 新たなYES! clean認証・表示制度(方向)

制度の運営を北海道クリーン農業推進協議会から道の制度へ移行する。

化学肥料や農薬の使用量を数値化し、これを認証基準とする。また、化学肥料や農薬の使用量に係る慣行レベルを設定する。

産地段階における栽培履歴の確認を行う。

生産者個々の生産履歴等を完備する。

消費者に提供する情報を充実する。